

平成26年7月14日  
独立行政法人国民生活センター

## 送り付け商法、今度は違法なアダルトDVDが消費者のもとに・・・ - 申し込んだ覚えがなければ代金を支払わないこと！！ -

申し込みもしていない消費者に対して、アダルトDVDを送付し、後日、約60万円の費用を支払うようにという請求書を送付する手口に関する相談が、全国の消費生活センターに複数寄せられている。主に30歳代から60歳代までの男性がトラブルに遭っている。

国民生活センターで消費者に送り付けられたDVDを確認したところ、消費者の申し出どおり、モザイク処理等の修正がほどこされていないアダルトDVDであった。このようなアダルトDVDの販売は刑法のわいせつ物頒布等の罪（同法175条）に抵触する可能性がある。

このように注文していない、違法性の高い商品を送り付けて代金の支払いを求める手法は、非常に悪質である。そこで、トラブルの未然防止のため、相談事例等を紹介して消費者に注意を呼びかけるとともに、関係省庁に情報提供する。

### 図1 消費者のもとに送付されてきたDVD



#### 1. 相談事例

##### 【事例1】送り付けられたアダルトDVDの代金約60万円を請求された

注文した覚えのない荷物が届き、開封してみたら、何も書かれていない白いDVDが5枚入っていた。興味本位で再生して見てみたら無修正のアダルトDVDだったので驚いた。どうしてよいか分からずそのままにしていたところ、DVDが届いた数日後、請求書が届いた。請求金額は約60万円になっている。支払わず、返品したいがどうしたらよいか。

(相談受付年月：2014年5月 契約当事者：50歳代、男性、給与生活者、埼玉県)

## 【事例2】アダルトDVDと「クーリング・オフできない」と書かれた請求書が届いた

メール便でDVDが4枚送られてきた。送られてきたDVDはケースに数字が書いてあるだけで、ラベルや表示もなく、注文した覚えがないので放置していたら、後日「(あなたは)アダルトDVDの会員契約をした」という文書と「36カ月コース、約60万円」を支払うようにという請求書が届いた。請求書にはキャンセルやクーリング・オフはできないと書かれている。どうしたらいいか。

(相談受付年月：2014年5月 契約当事者：40歳代、男性、給与生活者、甲信越)

## 【事例3】アダルトDVDが送られてきた後「代金を払え」と執拗に電話がかかってきた

メール便で「書類」と書かれた封筒が届いた。封筒を開封したところ、アダルトDVDがむき出しで4枚入っていた。その後、アダルトDVDを送って来た業者から執拗に「代金として59万円を払え」と言う電話がかかってくるようになった。高額なので、「注文していないのに払えない」と伝えたが、振り込み用紙を送ると言われた。どうすればいいか。

(相談受付年月：2014年5月 契約当事者：40歳代、男性、給与生活者、埼玉県)

## 2. 消費者へのアドバイス

### (1) 注文していないのであれば代金を支払う必要はない

送り付けられたDVDを受け取っただけでは契約が成立したことにはならないので、代金を支払う必要はない。送付されたDVDは、商品が送付された日を含む14日間保管をして15日目以降は処分をしてよい<sup>1</sup>。

なお、このような手口で送られてきたアダルトDVDを閲覧してしまったり、所持しているということだけで、罪に問われることはない<sup>2</sup>。

### (2) 業者に連絡をとらないこと

請求書に連絡先が書いてあっても、更なる個人情報を知られてしまう可能性もあることから、業者には絶対に連絡をとらないこと。業者から支払いを求める電話等がかかってきた場合には、契約をしていないことを伝えて、きっぱりと断ること。

### (3) アダルトDVDを送り付けられたり、困ったときには消費生活センターや警察に相談を

業者に支払いを迫られるなど、困ったことがあった場合には消費生活センターに相談を。また、違法性が高い商法なので、警察に情報提供するのも一法である。

モザイク処理等の修正がほどこされていないアダルトDVDや児童ポルノのDVDが送り付けられた場合、業者からの支払いを求める電話の際に脅される等恐怖を感じるがあれば、警察にも相談すること。(緊急の場合は110番、それ以外は警察相談専用電話(#9110))

<sup>1</sup> 特定商取引法第59条で売買契約に基づかず送付された商品について、送付があった日から14日間を経過する日までに消費者が業者に対して申し込みを承諾したり、業者が引き取らない場合には、業者はその商品の返還を請求できないことが定められている。

<sup>2</sup> 児童ポルノの場合、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第79号。以下「改正法」という。)の施行日(平成26年7月15日)以降は、これをみだりに所持することは禁止される。また、自己の性的好奇心を満たす目的で所持した場合は処罰の対象となる(ただし、改正法の施行日から1年間は適用が猶予される。)

### 3. 情報提供先

消費者庁消費者政策課

消費者庁取引対策課

内閣府消費者委員会事務局

警察庁生活安全局保安課

警察庁生活安全局生活経済対策管理官